

京都市告示第 4 2 2号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人よもだ整形外科クリニック	下京区七条御所ノ内本町 8 9 番地 1 クリニックモール西大路 2 階	令和 3 年 10 月 1 日
医療法人啓生会やすだ医院	南区久世中久世町 2 丁目 6 0 - 6	令和 3 年 10 月 1 日
光華もの忘れ・フレイルクリニック	右京区西京極葛野町 4 4 番地	令和 3 年 11 月 1 日
ほんじょう整形外科クリニック	山科区栂辻西浦町 2 6 番地 4	令和 3 年 10 月 1 日
みなもと歯科	西京区松室中溝町 3 2 - 1 後藤ビル 2 0 1 号	令和 3 年 10 月 1 日
すばる調剤薬局	南区久世中久世町二丁目 6 0 番地 6	令和 3 年 10 月 1 日
カワモト薬局常盤店	右京区常盤村ノ内町 1 番地 1 8 エソタージェうずまさ 1 0 1 号	令和 3 年 9 月 1 日
おだいに薬局 伏見店	伏見区桃山町泰長老 1 1 1 ウェルネス桃山 1 0 1 号	令和 3 年 10 月 1 日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)